



発行 東京都

目次

規則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………一

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………四

告示

○特定商取引に関する法律による行政処分……………（生活文化局消費生活部取引指導課）……………四

○特定計量器定期検査の実施（四件）……………（生活文化局計量検定所検査課）……………五

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………六

○都営住宅の廃止……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………六

○都営住宅の使用料の変更……………（同）……………七

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………三

○都営改良住宅の廃止……………（同）……………三

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）……………三

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）……………三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三

規程（交）

○東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………（四）……………四

規程（水）

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………（五）……………五

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………（五）……………五

規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十八号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第一百十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の五第一項及び第二項中「第九条の八第一項各号」を「第七条第一項各号」に改める。

第十条に次の二項を加える。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（別記第四号の様式）に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届（別記第四号の様式）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後速やかに任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができることについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 任命権者は、受給資格者から受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な変更をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第二十条中「第十二条第二項」を「第十条第三項及び第四項、第十二条第二項」に改める。
別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

別記第4号の2様式(第10条関係)

受給資格者 氏名 変更届
住所

資格証番号	
新氏名	フリ カナ
1 氏名	新
	旧
2 住所又は 居所	新
	旧
3 生年月日	年 月 日
4 変更年月日	年 月 日

職員の手続きに関する条例施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日 (高年齢) 受給資格者氏名 _____ 印

任命権者 殿

資格証番号 ()
電話番号 ()

備考

※口座名義変更確認欄

(日本工業規格A列4番)

別記第十四号様式甲

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 炭鉱者離職者措置法第23条第3項の講習	4 障害者の雇用促進に関する法律第5条の訓練	5 高年齢者の雇用に関する法律第15条第1項の計画的な掲げる訓練	6 沖縄振興特別措置法第44条第1項第4号の講習
----------	--------------------------	-----------------------	------------------------	----------------------------------	--------------------------

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用促進に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練
----------	--------------------------	---------------------------	--	-------------------------

なお。

別記第十四号様式甲「治ゆ」および「治癒」について

職員の退職手当に関する条例施行規則第17条の規定により上記のとおり傷病手当金に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名 ④

所属長 殿

上記の確認を行ったので、傷病手当金に相当する退職手当を支給するよう内申します。

年 月 日

所属長氏名 ④

任命権者 殿

内職若しくは手払いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手払いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあった日 月 日 収入額 円	何日分の収入か 日分
職員の退職手当に関する条例施行規則第 17 条の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。	年 月 日	申請者氏名	㊦
所属長 殿		所属長氏名	㊦
上記の確認を行ったので、傷病手当に相当する退職手当を支給するように内申します。	年 月 日	所属長氏名	㊦
任命権者 殿			

かゝる。

別記第十五号様式との二中

イ 定めなし
ロ 定めあり

年 月 日まで (年 箇月)

や

イ 定めなし
ロ 定めあり

年 月 日まで (年 箇月)

契約更新条項 (イ 有 ロ 無)

1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)

ひ、常用就職支

度金又は「や」に相当する退職手当又は「ひがゑ」、「常用就職支度金に相当する退職手当」を短く「退職手当のいずれも」を「退職手当を」に改め、同様式を別記第十五号様式との四とやる。

別記第十五号様式との三中

イ 定めなし
ロ 定めあり

年 月 日まで (年 箇月)

や

イ 定めなし
ロ 定めあり

年 月 日まで (年 箇月)

契約更新条項 (イ 有 ロ 無)

ひ、「常用就職支

1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)

度金又は「や」に相当する退職手当又は「ひがゑ」、「常用就職支度金に相当する退職手当」を短く「退職手当のいずれも」を「退職手当を」に改め、同様式を別記第十五号様式との四とやる。

別記第十五号様式との二の次に次の二の様式を加える。

その3

就業促進手当相当の退職手当申請書

就業促進着手当相当		受給資格証番号		
申請者氏名	住所	(電話)		
職先の名称		(電話)		
事業所の所在地				
一週間の所定労働時間	時間	求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万円	
雇用期間中の賃金支払状況				
①賃金支払対象期間	②①の基礎日数	③賃金額		④備考
		A	B	
月日～月日				
月日～月日				
月日～月日				
月日～月日				
月日～月日				
月日～月日				
月日～月日				
就業年月日～月日				
上記の記載事実と異なることを証明します。				
事業主氏名				
⑤				
職員の退職手当に関する条例施行規則第17条の規定により上記のとおり就業促進着手当に相当する退職手当の支給を申請します。				
所属長		申請者氏名		⑥
上記の確認を行ったので、就業促進着手当に相当する退職手当を支給するよう内申します。				
任命権者		所属長氏名		⑦
上記のとおり支給します。				
(決定権者)		(保長)		(担当者)
(日本工業規格A列4番)				

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第十号様式、別記第十四号様式並びに別記第十五号様式その二及びその三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十九号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二二の部(一)の項中

濱離宮恩賜庭園売店	第一号(鷹の茶屋売店)	一月	七万七千五百円
	第二号(富士見山売店)	一月	三万八千二百円
	第三号(船着場売店)		二十一万四百円

改める。

附則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千八十一号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八條第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示す

る。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 名称 株式会社 HITOMOCHI

(二) 代表者氏名 久永 武司

(三) 主たる事務 世田谷区代沢五丁目二十六番五号ヘル
所の所在地 ハウス二〇五号室

二 処分年月日 平成二十六年七月十五日

三 処分の内容

平成二十六年七月十六日から同年十月十五日までの間
(三箇月間) 法第二十条第一項に規定する訪問販売に係る
次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

五 その他

被処分者は、豊島区南池袋三丁目八番三号池袋クラウ
ンハイツ二〇一号室に事実上の本店を設置している。

●東京都告示第千八十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年
通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、
特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとお
り実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示
する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域 北区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五
十キログラム以下のもの(分銅及びおもり
を含む。以下「検査対象物」という。)
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを
超える非自動はかりを併せて使用する事業
所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年九月一日から同年十月二十三
日まで(東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める休日を除
く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の
所在の場所において、東京都計量検定
所及び指定定期検査機関が検査を実施
する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区
新砂三丁目三番四十一号)において、
午前九時から午後四時三十分まで検査
を実施する。

五 指定定期
検査機関

名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千八十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年
通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、
特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとお
り実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示
する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域 武蔵野市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五
十キログラム以下のもの(分銅及びおもり
を含む。以下「検査対象物」という。)
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを
超える非自動はかりを併せて使用する事業
所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年九月四日から同年十月二日ま
で(東京都の休日に関する条例(平成元年
東京都条例第十号)に定める休日を除
く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の
所在の場所において、東京都計量検定
所及び指定定期検査機関が検査を実施
する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区
新砂三丁目三番四十一号)において、
午前九時から午後四時三十分まで検査
を実施する。

五 指定定期
検査機関

名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千八十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年
通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、
特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を
次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十
一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域 北区及び足立区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用する二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年九月一日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関
の名称

●東京都告示第千八百八十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 検査地域 江戸川区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

平成二十六年九月一日から同年十月三十一日まで

日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関
の名称

●東京都告示第千八百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十八号線

三 事業施行期間

平成二十六年七月三十一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

江戸川区西篠崎一丁目、北篠崎二丁目及び上篠崎一丁目各市内

使用の部分

江戸川区上篠崎一丁目地内

●東京都告示第千八百八十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	構造及び規模	戸数
深川千石町アパート (4号棟)	江東区千石二丁目十一番	中層耐火 三一・九平方メートル	二〇戸
辰巳一丁目アパート (2、3、4号棟)	江東区辰巳一丁目二番	三三・四平方メートル	一二〇戸
神宮前アパート (3号棟)	渋谷区神宮前二丁目二番	三四・八平方メートル	三九戸
桐ヶ丘アパート (E13号棟)	北区桐ヶ丘一丁目七番	五〇・九平方メートル	一七戸
桐ヶ丘アパート (E14号棟)	同右	五七・〇平方メートル	三四戸
板橋富士見町アパート (8号棟)	同右	四一・〇平方メートル	五一戸
新宿五丁目第2アパート (4号棟)	板橋区富士見町二十番	二九・七平方メートル	四八戸
	葛飾区南水元一丁目三十番	同右	二四戸

●東京都告示第千八百八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、平成二十六年八月一日から実施するので、
 同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 168,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	42,100	76,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	61,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(8号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,700	62,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(13号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,600	61,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(17号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	63,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(21号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	63,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	33,100	65,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)	新宿区戸山2	36.3	1	31,000	66,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,600	75,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(11号棟)	新宿区戸山2	40.3	1	35,500	72,100
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,800	47,500
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート(1号棟)	新宿区弁天町163	39.0	1	32,200	67,700
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	2	36,800	57,400
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,300	57,900
一般都営	高層耐火	台東小島アパート(2号棟)	台東区小島1-5	40.2	1	31,200	34,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	44,700
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,900	49,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	65,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	66,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	66,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	2	44,000	66,600
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	68,500
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート(11号棟)	江東区豊洲4-5	39.0	1	30,900	47,400
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(11号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200	46,100
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(4号棟)	江東区南砂3-11	36.7	1	28,200	50,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(4号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,700	36,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,800	50,900
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート(1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,800	68,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(20号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(22号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(45号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 168,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(52号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(66号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,500	45,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(88号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(1号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	41,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(14号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	2	30,300	48,300
一般都営	高層耐火	大島八丁目第2アパート(9号棟)	江東区大島8-21	48.1	1	40,300	67,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,100	51,500
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	3	42,500	70,400
一般都営	高層耐火	北品川アパート(11号棟)	品川区北品川1-5	41.6	2	36,000	75,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,300
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,500	42,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	89,900
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(5号棟)	品川区八潮5-1	62.1	1	54,600	81,300
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート(6号棟)	大田区南蒲田2-20	42.4	1	36,100	65,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	35,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	38,600
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(2号棟)	大田区東糀谷6-9	37.3	3	29,800	42,100
一般都営	中層耐火	東糀谷六丁目アパート(5号棟)	大田区東糀谷6-9	39.0	1	30,500	33,200
一般都営	中層耐火	東糀谷六丁目アパート(6号棟)	大田区東糀谷6-9	39.0	1	30,500	33,200
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	46,000
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(21号棟)	大田区多摩川2-24	55.9	1	47,300	83,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,200	83,400
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(10号棟)	大田区大森西1-11	59.6	2	50,500	67,300
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(49-2号棟)	渋谷区笹塚2-49	38.7	1	33,000	73,100
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	73,100
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(54-3号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,300	49,000
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	72,600

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)		中野区丸山2-24	40.2	1	29,600	54,500
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート (1号棟)		中野区南台5-7	51.0	1	39,400	82,300
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート (20号棟)		杉並区久我山1-3	40.7	1	30,000	56,200
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート (11号棟)		杉並区久我山1-3	37.3	1	27,100	53,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)		北区浮間1-5	48.1	2	39,400	63,800
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (3号棟)		北区浮間1-9	48.1	1	39,600	70,300
一般都営	中層耐火	王子本町アパート (15号棟)		北区王子本町3-4	42.2	2	33,600	52,700
一般都営	中層耐火	上十条アパート (5号棟)		北区上十条1-7	34.8	1	26,300	46,600
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)		北区王子3-23	40.7	2	32,400	52,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (10号棟)		北区滝野川3-66	37.3	2	29,800	53,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	1	29,800	53,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (1号棟)		北区滝野川3-79	36.1	1	28,300	41,400
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (5号棟)		北区赤羽西5-11	37.3	1	29,400	49,500
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート (14号棟)		北区上中里2-13	39.0	1	29,900	51,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (8号棟)		北区赤羽北3-13	59.6	1	49,100	86,500
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (13号棟)		荒川区東日暮里1-17	37.9	2	27,400	41,800
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	49,200
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (3号棟)		板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100	39,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)		板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,100	40,400
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート (6号棟)		板橋区前野町2-26	55.9	1	43,100	75,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	67,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	67,900
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート (2号棟)		練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	93,500
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート (3号棟)		練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	93,500
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート (5号棟)		練馬区春日町3-28	55.9	1	44,200	85,400
一般都営	中層耐火	貫井一丁目アパート (2号棟)		練馬区貫井1-8	55.9	1	43,400	77,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (3号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (26号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	2	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (30号棟)		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (35号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	47,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート (45号棟)		練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,500	52,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (21号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (23号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート (1号棟)		練馬区貫井1-45	55.9	1	44,200	84,500

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-1号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-4号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-5号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート (4号棟)		足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,700	63,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート (3号棟)		足立区西保木間3-17	48.1	1	35,000	57,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (9号棟)		足立区西保木間3-2	33.4	1	23,300	36,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (5号棟)		足立区西保木間3-2	36.7	1	25,100	40,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)		足立区西保木間3-6	34.3	3	24,100	36,300
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (9号棟)		足立区西保木間3-11	39.0	1	27,100	43,500
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (1号棟)		足立区六月2-24	55.9	1	40,900	66,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (5号棟)		足立区六月2-29	55.9	1	41,300	70,900
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート (3号棟)		足立区島根4-19	51.0	1	37,700	64,500
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート (3号棟)		足立区島根4-30	55.9	1	41,700	71,400
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (4号棟)		足立区六月1-33	33.4	1	23,000	37,200
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (4号棟)		足立区六月1-33	33.4	1	23,400	37,200
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (2号棟)		足立区六月2-8	59.6	1	43,900	73,400
一般都営	中層耐火	東栗原アパート (4号棟)		足立区一ツ家2-15	32.6	1	22,300	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (21号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (6号棟)		足立区竹の塚7-14	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (10号棟)		足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (11号棟)		足立区竹の塚7-15	33.4	2	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (3号棟)		足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (5号棟)		足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (6号棟)		足立区西保木間4-3	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (10号棟)		足立区西保木間4-3	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (12号棟)		足立区西保木間4-4	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (14号棟)		足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート (16号棟)		足立区西保木間4-5	37.9	1	26,300	41,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (1号棟)		足立区江北7-12	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (2号棟)		足立区江北7-12	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (13号棟)		足立区江北7-13	37.7	1	25,700	40,300
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート (15号棟)		足立区江北7-13	37.9	2	26,000	39,300
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (5号棟)		足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	35,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (6号棟)		足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(8号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	39,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	2	26,800	34,700
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	3	23,400	31,800
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,800
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(7号棟)	足立区辰沼1-2	33.4	1	23,000	36,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(14号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,900	43,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	2	27,800	41,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(10号棟)	足立区六木1-5	33.4	1	22,900	35,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,700	40,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(16号棟)	足立区六木1-5	37.7	2	25,700	40,000
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(1号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	41,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(8号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	39,100
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(11号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(12号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,200	37,500
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	2	28,500	42,000
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	44,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(7号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	46,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	4	30,800	46,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(16号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(1号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	36,100	53,100
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(3号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	36,100	53,100
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,400	67,600
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,400	67,600
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(7号棟)	足立区東和4-16	55.9	1	41,300	71,000
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	68,100

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	68,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	2	40,100	67,100
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,400	60,700
一般都営	中層耐火	南水元一丁目第2アパート(4号棟)	葛飾区南水元1-16	55.8	1	42,600	74,000
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(8号棟)	葛飾区西新小岩3-21	55.9	1	41,800	56,700
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(5号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	70,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(8号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	36,500
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900	39,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,600	43,600
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,500	67,000
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(3号棟)	江戸川区平井7-23	36.4	1	27,300	42,700
一般都営	中層耐火	平井七丁目第5アパート(36号棟)	江戸川区平井7-25	42.3	1	32,300	50,900
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート(1号棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	40,000	66,600
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	78,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	78,700
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート(1号棟)	八王子市石川町2955	42.2	1	20,800	39,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-1号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,800	39,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-3号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	47,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)	八王子市松が谷9	62.1	1	35,900	69,100
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(54号棟)	立川市富士見町6	52.4	1	28,900	51,900
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6	50.9	1	28,500	55,200
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(26号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-2	59.6	1	46,600	97,500
一般都営	中層耐火	境一丁目アパート(13号棟)	武蔵野市境1-16	62.1	1	48,400	99,900
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	46,400	91,900
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート(1号棟)	三鷹市深大寺1-13	55.9	1	40,800	75,100
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(19号棟)	三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,200	55,700
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(20号棟)	三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,200	55,700
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(10号棟)	三鷹市上連雀9-33	51.0	1	37,900	74,000
一般都営	中層耐火	三鷹大沢四丁目アパート(25号棟)	三鷹市大沢4-20	55.9	1	40,800	75,000
一般都営	中層耐火	中原西丁目第1アパート(1号棟)	三鷹市中原4-17	47.6	1	33,700	57,300
一般都営	中層耐火	野崎吉野東アパート(2号棟)	三鷹市野崎1-11	42.3	1	30,300	54,100
一般都営	中層耐火	府中本町四丁目アパート(1号棟)	府中市本町4-5	56.8	1	32,700	70,900
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(2号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	36,100	79,900
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(3号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	36,100	79,900

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(5号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,900	82,000
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	27,100	54,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,300	59,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,100	76,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	2	30,700	72,700
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(3号棟)	調布市深大寺元町4-35	62.1	1	38,500	81,500
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(3号棟)	調布市深大寺東町8-24	62.1	1	38,400	89,400
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート(2号棟)	調布市調布ヶ丘2-28	55.9	1	36,000	83,500
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(2号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,700	87,800
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(3号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	37,000	86,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(5号棟)	調布市染地1-1	51.0	1	31,300	73,700
一般都営	中層耐火	染地二丁目アパート(8号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	33,400	74,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(11号棟)	町田市成瀬1152-2	55.9	1	30,600	57,800
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(15号棟)	町田市成瀬1152-2	55.9	1	30,600	57,800
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)	町田市忠生2-26	51.0	1	27,600	50,000
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	30,300	55,100
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	1	30,500	56,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,900	60,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,900	60,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	61,100
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート(1号棟)	小金井市中町2-1	61.3	2	39,300	91,700
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート(2号棟)	小金井市中町2-1	61.3	1	39,300	91,700
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(1号棟)	小金井市東町2-4	58.1	1	37,000	83,200
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(1号棟)	小金井市東町3-9	62.1	1	39,500	89,100
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(5号棟)	小金井市東町3-10	55.9	1	35,600	80,100
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(3号棟)	日野市平山4-20	37.3	1	16,900	33,500
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(7号棟)	日野市平山4-20	46.6	1	23,100	42,800
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(10号棟)	日野市新井842	35.7	1	16,000	31,500
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(3号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,900	38,700
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(4号棟)	国立市北3-25	36.4	1	18,800	43,700
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(1号棟)	国立市東3-3	51.0	1	29,800	70,800
一般都営	中層耐火	山無本町七丁目アパート(16号棟)	西東京市日無町7-10	55.9	1	33,700	71,300
一般都営	中層耐火	山無本町七丁目アパート(24号棟)	西東京市日無町7-13	56.8	1	34,200	72,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(10号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(45号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(50号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,400
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(10号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,500	65,300
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(11号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,500	65,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(5号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	31,500	61,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-11号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-1-2号棟)	多摩市諏訪4-1	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-1-7号棟)	多摩市和田3-1	37.3	1	17,500	32,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-1号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-2号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-2号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	63.0	1	32,000	53,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-2号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	60,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-7号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	60,100

●東京都告示第千八百十九号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。
 平成二十六年七月三十一日
 東京都知事 舛添 要一

名称	位置	構造及び規模	戸数
新宿四丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿四丁目十六番	高層耐火 三四・六平方メートル	二七戸
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸
同右	同右	中層耐火 五七・一平方メートル	五戸

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	二八、八〇〇円	五五、七〇〇円
	三三、六〇〇円	六五、一〇〇円
	三九、八〇〇円	七七、一〇〇円
	四七、五〇〇円	九一、九〇〇円

東京都知事 舛添 要一

●東京都告示第千九十号
 次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。
 平成二十六年七月三十一日

東京都知事 舛添 要一

名称	位置	構造及び規模	戸数
原宿アパート (1号棟)	渋谷区神宮前二丁目二番	中層耐火 二九・七平方メートル	六〇戸
原宿アパート (2号棟)	同右	同右 三二・六平方メートル	五〇戸
板橋富士見町アパート (1、6号棟)	板橋区富士見町二十番	同右 二九・七平方メートル	七二戸
板橋富士見町アパート (2、3、4号棟)	同右	同右 二七・五平方メートル	四五戸

●東京都告示第千九十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都

営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十六年八月一日から実施するので、同条例第三条第三

項の規定により告示する。

平成二十六年七月三十一日
 東京都知事 舛添 要一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	38,200
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,100
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート（1号棟）	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	東砂五丁目アパート（8号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（5号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（9号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（20号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,800
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	2	28,300
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート（3号棟）	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート（6号棟）	足立区六月2-29	48.1	1	35,500
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,400

●東京都告示第千九十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位 置 区画数

新宿四丁目アパート駐 葛飾区新宿四丁目十 八区画
車場 六番

●東京都告示第千九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

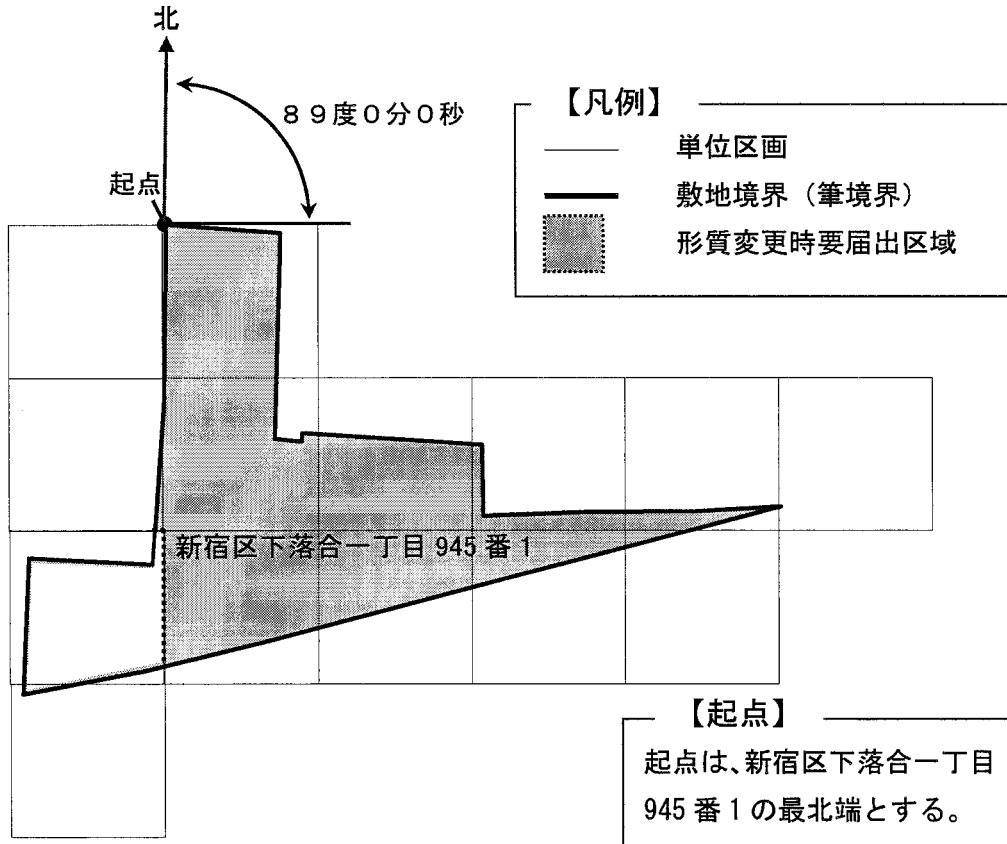
平成二十六年七月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区下落合一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン並びに砒素及びその化合物

別図



【格子の回転角度（89度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

規程(交)

●交通局規程第四十八号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十一年交通局規程第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「疾病、負傷(」を「疾病等(疾病又は負傷のうち、」に、「疾病又は負傷を除く」を「ものを除いたものをいう」に改め、「もの等」を削り、「一月以内」の下に「(天災その他やむを得ない理由があるときは、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内)」を、「添えて」の下に「(受給資格証を提出することができないことについて正当な理由がある場合を除く。)」を加え、「基本手当日額」を「基本手当の日額」に改める。

第十四条第四項中「前号」を「前項」に、「提出し、認定の変更を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、局長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、受給資格者に返付しなければならない。

第十四条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を

変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後速やかに局長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 局長は、受給資格者から受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な変更をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

7 第三項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の

一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「掲げる」を「掲げる」に改める。
第十三条に次の二項を加える。

6 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後速やかに局長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

7 局長は、受給資格者から受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な変更をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

東京都下水道局長 松田 芳和

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二に次の二項を加える。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後速やかに局長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 局長は、受給資格者から受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な変更をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。